

## 第2期募集

## 省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金

宮城県では、県内事業者の皆様の省エネルギー設備等の導入と経営コスト削減を支援するため、省エネルギー設備等の導入事業に要する経費の一部を補助します。

(下線あり：前年度からの変更点)

## 1 概要

県内事業所で実施する省エネルギー設備の更新事業で、12月28日までに事業が完了する、費用対効果 0.00100 (t-CO<sub>2</sub>/千円・年)以上、補助対象経費 100万円以上のものが対象です。

区分	要件	補助率	補助上限額
①EMS枠	エネルギーマネジメントシステム(EMS)を併設した省エネルギー設備の導入事業	EMS: 1/3以内 設備: 各枠の補助率	500万円
②診断枠	省エネルギーセンター等が行う省エネルギー診断 <sup>※1</sup> の結果に基づき実施する省エネルギー設備の導入事業	1/2以内	
③県産ものづくり振興枠	県認定製品 <sup>※2</sup> の省エネルギー設備の導入事業	1/2以内	
④一般枠	上記①から③以外の省エネルギー設備の導入事業	1/3以内	

※1・省エネセンター、プラットフォーム構築事業等による診断、省エネ法に基づく特定事業者の場合はエネルギー管理士による診断

※2・『新商品』特定随意契約制度』における認定商品又は「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品として認定されてから3年以内の設備  
 ・「みやぎ優れMONO」として認定されてから3年以内の設備  
 ・「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」、「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている省エネルギー設備かつ上市後3年以内の設備

※3・ZEB枠の募集は第2期募集では行っておりません。

## 2 受付期間

令和2年8月3日(月)から令和2年9月4日(金)まで

※同一年度内において1事業者が2度交付申請を行うことはできません。(第1期募集で申請された方は、不採択であった方も含めて第2期への申請は不可となります)

※事業完了期限は、第1期募集分と同じく令和2年12月28日までとなっております。第1期募集に比べ短期間で事業完了させる必要があるため、期限までに事業完了が可能か十分検討したうえで申請してください。

## 3 採択方法

昨年度までの申請区分による優先採択を廃止し、費用対効果の高い順に予算の範囲内で交付決定を行います。また、事業の廃止等により、追加で交付決定を行う場合があります。

区分	採択方法	費用対効果の加算	2期募集 予算額
①EMS枠	費用対効果の高い順に採択	費用対効果×1.5	1,000万円
②診断枠		費用対効果×1.2	
③県産ものづくり振興枠	なし		
④一般枠	なし		

## 4 補助対象設備

導入する設備は、次の（１）から（６）までの全てを満たすものとします。

- （１）外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備
- （２）事業所内に設置し、又は使用する設備
- （３）発電機能を有しない設備
- （４）事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備
- （５）省エネルギー効果の比較対象がある設備
- （６）償却資産登録される設備

## 5 導入事例

- ・ 食品工場における高効率ボイラへの更新
- ・ 医療福祉施設における高効率空調、高効率給湯器への更新
- ・ 金属部品工場における電動射出成形機の更新
- ・ ホテル・旅館における高効率空調、高効率給湯器の更新 等



高効率空調機（室外機）



高効率ボイラ

### ※補助対象とならない設備の具体例

- ・ 断熱塗装、遮熱フィルム、燃料改質器具など
- ・ 省エネルギー型自動販売機、低燃費型建設機械、輸送用機械器具類など
- ・ コージェネレーション設備など
- ・ サーキュレーター
- ・ 高効率照明（LED含む）。
  - ①EMS枠、②診断枠、④一般枠 ⇒ 対象外
  - ③県産ものづくり振興枠 ⇒ 認定品のみ対象

## 6 補助対象経費

区分	内容
設計費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
設備費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む）又は据付け、既存設備の撤去等に必要な経費
工事費	補助事業の実施に直接必要な配管、配電等の工事に必要な経費
その他経費	補助事業を行うために直接必要なその他の経費（工事負担金、管理費等）

問い合わせ先：宮城県環境政策課環境産業振興班  
◇TEL：022-211-2664 FAX：022-211-2669  
◇ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

